

(資料提供)
 令和4年6月23日
 課名 食品生活衛生課
 担当 柳本
 内線 3102
 電話 082-513-3104

「食中毒予防月間」における一斉監視の実施について

1 概要

カンピロバクターなどの細菌を原因とする食中毒は、夏季に多く発生しています。

これらの食中毒を未然に防止するため、広島県では、7月及び8月を「食中毒予防月間」とし、食中毒が発生した場合に被害が大規模となる恐れの高い大量調理施設、仕出し・弁当店及び量販店等について重点的な監視指導を行うとともに、食品事業者及び消費者に対する食中毒予防の普及啓発を推進しています。

この事業の一環として、次のとおり県内の保健所において一斉監視を行います。

2 実施機関

県保健所及び保健所支所（7か所）

保健所設置市（広島市、呉市、福山市）

3 実施日

令和4年7月1日（金）、4日（月）

※4日（月）は、西部保健所呉支所及び広島市を除く。

4 監視対象施設

量販店	77施設
仕出し・弁当店	4施設
集団給食施設（学校、病院等）	9施設
観光施設（道の駅、旅館等）	5施設

5 実施事項

- (1) 施設・設備等の衛生管理の確認
- (2) 食品の衛生的な取扱い指導
- (3) 食品等の適正表示の確認
- (4) 食品取扱者の検便の実施指導

令和4年度食中毒予防月間ポスター



○取材対応可能施設（県保健所関係）

立入日	立入施設	立入機関
7月1日（金）	イオンスタイル尾道（尾道市）	東部保健所

※ 取材については、事前に食品生活衛生課（082-513-3104）へお問い合わせください。

【報道機関へのお願い】

7月～8月は食中毒が発生しやすい時期ですので、食中毒予防の三原則（食中毒菌を「つけない、増やさない、やっつける」）を守り、食中毒予防に心がけていただくよう県民への啓発をお願いします。